

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	御殿場市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/

執行機関名 御殿場市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱(平成22年御殿場市告示第209号)に関する事務
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第14の項 御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱(平成22年御殿場市告示第209号)に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) 第1条	御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱(平成22年御殿場市告示第209号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、 <u>予防接種による健康被害の迅速な救済</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、高齢者の肺炎の予防及び健康保持増進を図るため、御殿場市肺炎球菌予防接種事業の実施に関し、必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱(平成22年御殿場市告示第209号)